

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	健康福祉局医療援助課	担当者名	佐藤 真弓
				電 話	671-4115

設 計 書

1 委 託 名 令和8年度小児慢性特定疾病対策事業に係るRPA導入業務委託

2 履 行 場 所 仕様書のとおり

3 履行期間 期間 契約締結日から令和9年3月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要 _____
 要 (月 日 時 分 場所) _____

7 委 託 概 要
小児慢性特定疾病指定医療機関及び指定医の指定事務自動化の
ためのRPAシナリオ作成

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
RPAシナリオ作成		1	式			
RPAシナリオ保守		1	式			
小 計						
消費税及び地方消費 税相当額						
合 計						
以下余白						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 業務委託名

令和8年度小児慢性特定疾病対策事業に係るRPA導入業務委託

2 委託業務の目的

小児慢性特定疾病対策事業では、指定医療機関及び指定医の指定にあたって、オンラインで受け付けた申請内容を審査のうえ、当該医療機関及び医師に対して指定通知を発出しており、一連の工程は電子データの定型的な処理である。また、他の事務処理においても同様に定型的な処理を行っていることから、RPAを導入することで本事業を円滑に運用することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

健康福祉局医療援助課執務室内他

ただし、RPAのシナリオ作成の際は受託者任意の場所とする

5 使用ソフトウェア

NTTアドバンステクノロジー株式会社「WinActor」を使用すること。

ライセンスについては、委託者に別途供給されているものを使用することとし、ソフトウェアの保守及びセキュリティ対策は供給元が行う。

6 委託業務内容

(1) RPAシナリオ作成

小児慢性特定疾病指定医療機関及び指定医の指定事務に係るRPAのシナリオを作成すること。作成にあたって詳細な作業は別紙「RPA作業工程」に加えて、打合せ等にて確認すること。

ア 指定医の指定業務に係るシナリオ

- i) 横浜市電子申請・届出システムから出力した別紙1「申請データ（指定医）（Excel形式）」から必要な項目を抜き出し、別紙2「マスターデータ（指定医・指定医療機関）（Excel形式）」へ転記
- ii) i) で生成した別紙2をもとに、別紙3「起案データ（指定医）（Excel形式）」を作成

イ 指定医療機関の指定業務に係るシナリオ

- i) 横浜市電子申請・届出システムから出力した別紙4「申請データ（指定医療機関）（Excel形式）」から必要な項目を抜き出し、別紙2「マスターデータ（指定医・指定医療機関）（Excel形式）」へ転記
- ii) i) で生成した別紙2をもとに、別紙5「起案データ（指定医療機関）（Excel形式）」を作成

(2) RPAシナリオ保守

6(1)で作成したシナリオでRPAを動作させたのち、効率的な事務の執行にあたって必要な場合、委託者の指示によりシナリオ修正等の保守を行う。シナリオ修正の結果、成果物に修正が必要になった場合は速やかに成果物も修正する。

また、保守作業工数の範囲内において、他の事務処理におけるシナリオ作成を行い、その場合も同様に成果物を納品する。

7 成果物の納品

(1) 成果物及び納品期限

成果物	納品期限
RPAシナリオ	令和8年5月29日
シナリオ動作説明書	令和8年5月29日
シナリオ要件定義書	令和8年5月29日
改修管理簿	令和9年3月31日
業務完了報告書	令和9年3月31日

(2) 納品場所

健康福祉局医療援助課

8 セキュリティ対策

「5 使用ソフトウェア」について、以下のセキュリティ対策を講じること。

- (1) 操作記録を行う。具体的な記録項目は契約後にて決定する。
- (2) 個人情報の利用履歴が確認できるようにするため、以下の情報について収集し、3年間保存すること。
 - ア 操作年月日
 - イ 操作時刻
 - ウ 操作者
 - エ アクセスログ蓄積対象情報（個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を特定できる情報）
 - オ 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目
- (3) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、契約後速やかに策定する。

9 一般事項

- ・業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- ・業務の実施過程で知り得た情報については、別紙の「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意し管理を適切に行うこと。データについては、委託者の許可無く持ち出してはならない。
- ・本業務の進捗管理等必要があるときは会議を開催すること。会議の場所は、原則として本市庁舎内とする。また、会議の議事内容、協議内容及び結果について議事録を作成し、本市の承認を得ること。
- ・納入された成果物が一部または全部が不完全であると認められた場合、再実施を請求することができる。また、受託者は、再請求の内容に異議がある場合は、委託者に申し出ることができる。
- ・受託者が本市の事務室に立ち入り、作業を行う場合には、委託者に連絡し許可を受けてから行うこと。
- ・受託者は、作業の実施に当たっては、常に火災、盗難及びその他の事故の発生することのないよう十分注意を払うこと。
- ・受託者は、作業の実施中に、受託者の責に帰すべき事由により委託者の備品等を破損したときは、直ちに委託者にその旨を通知し、その指示に従うこと。この場合において、受託者は委託者に対し賠償の責を負うこと。
- ・受託者が、本市の執務室、データセンター内で作業を行う際は、名札等を着用すること。
- ・受託者は、作業日時について委託者と十分打合せし、作業計画書を提出すること。また、機器類の停止については、事前に委託者と打合せを行ったうえで行うこと。
- ・業務中の事故等（人身事故を含む。）については、委託者に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- ・業務内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、委託者と速やかに協議のうえ対応すること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。

RPA作業工程（指定医）

帳票の定義

- 別紙1 申請データ（指定医）（Excel形式）
 別紙2 指定医・指定医療機関名簿（Excel形式）
 別紙3 起案データ（指定医）（Excel形式）

工程	内容	備考
1	別紙1を申請事由別（「新規」「変更」「更新」「辞退」）に並び替える	
2	申請事由別に別紙1から別紙2に転記または入力する。	
2-1	▶新規の場合	
2-1-1	別紙2に新たな行を挿入する	指定医名を五十音順で別紙2に行を挿入する
2-1-2	新たに挿入した行に対して別紙1から別紙2に下記の項目を転記または入力する。 ・氏名 ・医療機関名称 ・勤務先郵便番号（※1） ・勤務先所在地（※1） ・勤務先電話番号 ・診療科名 ・本人郵便番号（※2） ・本人住所（※2） ・医籍登録番号 ・医籍登録年月日 ・申請日（※3） ・指定日（※4） ・有効期間終了日（※5） ・専門医資格 ・研修（要否）（※6）	別紙1と別紙2の対応する項目は以下のとおり ・別紙1 E列「申請者（医師）氏名」＝別紙2 C列「氏名」 ・別紙1 Y列「主たる勤務先医療機関名」＝別紙2 D列「医療機関名称」 ・別紙1 AA列「電話番号」＝別紙2 G列「勤務先電話番号」 ・別紙1 AB列「担当する診療科」＝別紙2 H列「診療科名」 ・別紙1 Q列「医籍登録番号」＝別紙2 K列「医籍登録番号」 ・別紙1 T列「医籍登録年月日」＝別紙2 L列「医籍登録年月日」 ・別紙1 C列「申込日時」＝別紙2 M列「申請日」 ・別紙1 V列「専門医の名称」＝別紙2 U列「専門医資格」 ※1 別紙1 Z列「所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はE列郵便番号とF列勤務先所在地のセルに分けて作成する。 ※2 別紙1 L列「住所」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はI列本人郵便番号とJ列本人住所のセルに分けて作成する。 ※3 別紙1は「申込日時」として「日付＋時間」になっているが、転記する際は日付のみにする。 ※4 指定日は申請日の翌々月1日の日付を入力する。 ※5 有効期間終了日（O列）は、指定日の23月後の末日を入力する。 ※6 別紙1 U列が「専門医」となっている場合、「不要」を入力し、それ以外の場合「要」を入力する
2-2	▶変更の場合	
2-2-1	別紙1の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医を同定し、下記の項目について転記する（※7）。 ・氏名 ・医療機関名称 ・勤務先郵便番号（※8） ・勤務先所在地（※8） ・勤務先電話番号 ・診療科名 ・本人郵便番号（※9） ・本人住所（※9） ・医籍登録番号 ・医籍登録年月日	・別紙1 E列「申請者（医師）氏名」＝別紙2 C列「氏名」 ・別紙1 AC列「主たる勤務先医療機関名」＝別紙2 D列「医療機関名称」 ・別紙1 AE列「電話番号」＝別紙2 G列「勤務先電話番号」 ・別紙1 AF列「担当する診療科」＝別紙2 H列「診療科名」 ・別紙1 R列「医籍登録番号」＝別紙2 K列「医籍登録番号」 ・別紙1 T列「医籍登録年月日」＝別紙2 L列「医籍登録年月日」 ※7 同定できなかったものは識別できるように別紙1に色付けする。 ※8 別紙1 AD列「所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はE列郵便番号とF列勤務先所在地のセルに分けて作成する。 ※9 別紙1 L列「住所」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はI列本人郵便番号とJ列本人住所のセルに分けて作成する。
2-3	▶更新の場合	
2-3-1	別紙1の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医を同定し、下記の項目について転記する（※7）。 ・氏名 ・医療機関名称 ・勤務先郵便番号（※8） ・勤務先所在地（※8） ・勤務先電話番号 ・診療科名 ・本人郵便番号（※9） ・本人住所（※9） ・医籍登録番号 ・医籍登録年月日 ・更新日（※10） ・更新後有効期間終了日（※11） ・有効期間終了日 ・専門医資格 ・研修（要否）（※12）	・別紙1 E列「申請者（医師）氏名」＝別紙2 C列「氏名」 ・別紙1 AC列「主たる勤務先医療機関名」＝別紙2 D列「医療機関名称」 ・別紙1 AE列「電話番号」＝別紙2 G列「勤務先電話番号」 ・別紙1 AF列「担当する診療科」＝別紙2 H列「診療科名」 ・別紙1 S列「医籍登録番号」＝別紙2 K列「医籍登録番号」 ・別紙1 T列「医籍登録年月日」＝別紙2 L列「医籍登録年月日」 ・別紙1 C列「申込日時」＝別紙2 M列「申請日」 ・別紙1 V列「専門医の名称」＝別紙2 U列「専門医資格」 ※7 同定できなかったものは識別できるように別紙1に色付けする。 ※8 別紙1 AD列「所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はE列郵便番号とF列勤務先所在地のセルに分けて作成する。 ※9 別紙1 L列「住所」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はI列本人郵便番号とJ列本人住所のセルに分けて作成する。 ※10 更新日は、有効期間終了日（O列）の翌月1日 ※11 更新後有効期間終了日は、更新日の23月後の末日を入力する。 ※12 電子申請・届出システムで専門医と研修の択一式の選択肢を作って、「専門医」となっている場合「不要」を入力して、それ以外の場合「要」を入力する
2-4	▶辞退の場合	

2-4-1	別紙1の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医を同定し、下記の項目について転記する ・廃止・辞退（※13） ・廃止・辞退日（※14）	※13 「辞退・廃止」の欄に「辞退」を入力する ※14 日付を入力する
3	別紙2から別紙3のシート「データ」へ下記の項目を転記する。 ・指定医番号 ・氏名 ・医療機関名称 ・勤務先郵便番号 ・勤務先所在地 ・診療科名 ・医籍登録番号 ・医籍登録年月日 ・申請日 ・指定日 ・当初有効期間 ・経過年数 ・更新日 ・更新後有効期間終了日 ・有効期間終了日 ・専門医資格 ・研修（要否） ・廃止・辞退 ・廃止・辞退日 ・備考	
4	別紙3のシート「データ」の通し番号（A列）の数だけ、別紙3のシート「通知」を複製し、複製したシートの所定の欄に通し番号を入力する。	

RPA作業工程（指定医療機関）

帳票の定義

別紙2	指定医・指定医療機関名簿	(Excel形式)
別紙4	申請データ(指定医療機関)	(Excel形式)
別紙5	起案データ(指定医療機関)	(Excel形式)

工程	内容	備考
1	別紙4を申請医療機関種別（O列）に応じて「病院・診療所」「薬局」「訪問看護事業者」に並び替える。そのうえで、申請区分（I列）で並び替える。	
2	別紙2のファイルは医療機関種別ごとにシートがあるため、申請医療機関種別に対応するシートに対して、申請区分に応じて工程2-1以降の処理を行う。	
2-1	▶新規の場合	
2-1-1	別紙2に新たな行を挿入する	指定医療機関名を五十音順で別紙2に行を挿入する
2-1-2	新たに挿入した行に対して別紙4から別紙2に下記の項目を転記または入力する。 ・郵便番号（※1） ・区（※2） ・所在地（※1） ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日（※3） ・指定日（※4） ・有効期限（※5）	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙4 P列「医療機関名称」=別紙2 E列「医療機関名称」 ・別紙4 R列「医療機関電話番号」=別紙2「電話番号」 ・別紙4 O列「申請医療機関種別」=別紙2 F列「医療種類」 ・別紙4 T列「コード（半角数字：7桁）」=別紙2 H列「医療機関コード」 <p>※1 別紙4 Q列「医療機関所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はB列郵便番号とD列所在地のセルに分けて作成する。 ※2 区は、別紙2 D列「所在地」から割り出して入力する。 ※3 別紙4は「申込日時」として「日付+時間」になっているが、転記する際は日付のみにする。 ※4 指定日は申請日の翌々月1日の日付を入力する。 ※5 有効期限は、指定日の23月後の末日を入力する。</p>
2-2	▶変更の場合	
	別紙4の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医療機関を同定し、下記の項目について転記する（※6）。 ・郵便番号（※7） ・区（※8） ・所在地（※7） ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療機関コード ・申請日（※8）	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙4 P列「医療機関名称」=別紙2 E列「医療機関名称」 ・別紙4 R列「医療機関電話番号」=別紙2「電話番号」 ・別紙4 T列「コード（半角数字：7桁）」=別紙2 H列「医療機関コード」 <p>※6 同定できなかったものは識別できるよう別紙4に色付けする。 ※7 別紙4 Q列「医療機関所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はB列郵便番号とD列所在地のセルに分けて作成する。 ※8 別紙4は「申込日時」として「日付+時間」になっているが、転記する際は日付のみにする。</p>
2-3	▶更新の場合	
	別紙4の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医療機関を同定し、下記の項目について転記する（※9）。 ・郵便番号（※10） ・区（※11） ・所在地（※10） ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日（※12） ・指定日（※13） ・有効期限（※14） ・更新日（※15） ・更新後有効期間終了日（※16）	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙4 P列「医療機関名称」=別紙2 E列「医療機関名称」 ・別紙4 R列「医療機関電話番号」=別紙2「電話番号」 ・別紙4 O列「申請医療機関種別」=別紙2 F列「医療種類」 ・別紙4 T列「コード（半角数字：7桁）」=別紙2 H列「医療機関コード」 <p>※9 同定できなかったものは識別できるよう別紙4に色付けする。 ※10 別紙4 Q列「医療機関所在地」の欄に郵便番号と住所が同じセルにまとまっているが、別紙2はB列郵便番号とD列所在地のセルに分けて作成する。 ※11 区は、別紙2 D列「所在地」から割り出して入力する。 ※12 別紙4は「申込日時」として「日付+時間」になっているが、転記する際は日付のみにする。 ※13 指定日は申請日の翌々月1日の日付を入力する。 ※14 有効期限は、指定日の23月後の末日を入力する。 ※15 更新日は、有効期間終了日（O列）に記載の日付の翌々月1日とする。 ※16 更新後有効期間終了日は、更新日の23月後の末日を入力する。</p>
2-4	▶辞退の場合	
	別紙4の情報と別紙2の情報をもとに、該当の指定医療機関を同定し、下記の項目について転記する（※17）。 ・廃止/辞退（※18） ・廃止・辞退日	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙4 U列「休止、廃止、再開又は処分の時期」=別紙2「廃止・辞退日」 <p>※17 同定できなかったものは識別できるよう別紙4に色付けする。 ※18 「辞退/廃止」の欄に「廃止」を入力する</p>
3	別紙5は、申請事由等によってシートが分かれており、以下のパターン別に別紙4から別紙5へ転記する。	
3-1	▶申請区分が新規または更新の場合	

	<p>別紙 5 の「新規指定」のシートに下記項目を転記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号 ・区 ・所在地 ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日 ・指定日 ・当初有効期間 ・有効期間終了日 	
3-2	▶申請区分が休止等の場合	
	<p>別紙 5 の「休止廃止」のシートに下記項目を転記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号 ・区 ・所在地 ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日 ・指定日 ・当初有効期間 ・有効期間終了日 ・更新日 ・更新後有効期間終了日 ・有効期間終了日 ・廃止/辞退 ・廃止・辞退日 	
3-3	▶申請区分が変更かつ変更内容が医療機関名称または所在地の場合	
	<p>別紙 5 の「名称・所在地変更（公示あり）」のシートに下記項目を転記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号 ・区 ・所在地 ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日 ・指定日 ・当初有効期間 ・有効期間終了日 ・更新日 ・更新後有効期間終了日 ・有効期間終了日 	
3-4	▶申請区分が変更かつ変更内容が医療機関名称または所在地以外の場合	
	<p>別紙 5 の「その他変更（公示なし）」のシートに下記項目を転記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号 ・区 ・所在地 ・医療機関名称 ・電話番号 ・医療種類 ・医療機関コード ・申請日 ・指定日 ・当初有効期間 ・有効期間終了日 ・更新日 ・更新後有効期間終了日 ・有効期間終了日 	

4	別紙5のシート「新規指定」の通し番号（A列）の数だけ、別紙5のシート「医療機関通知」を複製し、複製したシートの所定の欄に通し番号を入力する。	
---	--	--

No.	申込番号	申込日時	手続き 版数	申請者(医師)氏名	事務担当者(問合せ先) 氏名	事務担当者(問合せ先) 電話番号	事務担当者(問合せ先)メール アドレス	択一選択ボタン	指定医番号	氏名	住所(郵便番号検索)
1	10346223	令和 7年12月15日 13時52分22秒	6	テスト 新規(医師)	テスト 新規(問合せ 先)	456714115	kf- syouman@city.yokohama.lg.jp	新規			〒231-0005 神奈川県 横 浜市中央区 本町6-50-10
1	49849152	令和 7年12月15日 13時55分14秒	6	テスト 変更(医師)	テスト 変更(問合せ 先)	456714115	kf- syouman@city.yokohama.lg.jp	変更		テスト 変更	
1	24521052	令和 7年12月15日 13時58分54秒	6	テスト 更新(医師)	テスト 更新(問合せ 先)	456714115	kf- syouman@city.yokohama.lg.jp	更新	999999999	テスト 更新	
2	13175569	令和 7年12月15日 13時56分41秒	6	テスト 辞退(医師)	テスト 辞退(問合せ 先)	456714115	kf- syouman@city.yokohama.lg.jp	辞退			

住所(郵便番号検索)	電話番号	電話番号	生年月日	医籍登録番号	医籍登録番号	医籍登録番号	医籍登録年月日	指定医資格	専門医の名称	専門医の認定機関	専門医の有効期間
	456714115		2025年(令和07年) 12月15日	99999999				専門医	テスト新規学会 専門医	テスト新規学会 専門医	2026年(令和08 年)12月31日
		456712409			99999999		2025年(令和07 年)12月15日				
		456712409				99999999	2025年(令和07 年)12月15日				
					99999999						

経歴	経歴(合計期間)	医師免許証の写し	医師免許証の写し	専門医認定を証明する書面の写し・小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証の写し	辞退理由	辞退理由その他	メモ
横浜市健康福祉局医療援助課 小児科	3年0カ月	テスト免許.xlsx		テスト免許.xlsx			
				テスト免許.xlsx			
					医院等として小児慢性特定疾病の診療が不要なため		

様式3号

健医援第 号

令和 年 月 日

小児慢性特定疾病指定医指定通知書
(変更)

横浜市長 山中 竹春

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医として、
付けの変更の申請に基づき指定しましたので通知します。

氏名	様	指定医番号	
医籍登録番号		医籍登録年月日	
医療意見書を作成する主たる勤務先の医療機関名		担当する診療科	
医療機関の所在地			
指定有効期間	～		

(備考)

1. 指定から5年ごとに更新申請が必要となります。
2. 上記の記載事項及び連絡先(住所及び電話番号)に変更があった場合は、変更の届出が必要となります。

No.	申込番号	申込日時	手続き版数	児童福祉法第十九条の九で規定されている欠格条項の確認	事務担当者(問合せ先)氏名	事務担当者(問合せ先)電話番号
1	30418790	令和7年12月25日 11時13分13秒	11	上記の規定に違反していないことを確認したので申請します。	事務担当 テスト 更新	0456714115
2	78730574	令和7年12月25日 11時11分08秒	11	上記の規定に違反していないことを確認したので申請します。	事務担当 テスト 休止	0456714115
3	64482827	令和7年12月25日 11時07分12秒	11	上記の規定に違反していないことを確認したので申請します。	事務担当 テスト 変更	0456714115
4	65132156	令和7年12月25日 11時01分42秒	11	上記の規定に違反していないことを確認したので申請します。	事務担当 テスト 新規	0456714115

事務担当者(問合せ先)メールアドレス	申請区分	申請者(開設者)氏名又は名称	申請者(開設者)氏名又は名称	申請者(開設者)住所	申請者(開設者)住所	休止等届
kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	更新	代表 テスト 更新		〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 本町6-50-10		
kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	休止等	開設者 テスト 休止		〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 6-50-10		当該医療機関の業務を休止した
kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	変更		開設者 テスト 変更		〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 本町6-50-10	
kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	新規	開設者 テスト 新規		〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 本町6-50-10		

申請医療機関種別	医療機関名称	医療機関所在地	医療機関電話番号	医療機関メールアドレス	コード(半角数字: 7桁)	休止、廃止、再開又は 処分の時期
病院・診療所	テスト更新病院	〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 本町6-50-10	0456714115	kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	9999999	
病院・診療所	テスト休止病院	〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 本町6-50-10		kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	9999999	2025年(令和07年) 12月25日
薬局	テスト変更薬局2	〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 本町6-50-10		kf-syouman@city.yokohama.lg.jp		
病院・診療所	テスト新規病院	〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 本町6-50-10	0546714115	kf-syouman@city.yokohama.lg.jp	9999999	

休止、廃止、再開又は処分の内容及び理由	コード(変更前)(半角数字:7桁)	コード(変更後)(半角数字:7桁)	医療機関名称(変更前)	医療機関名称(変更後)	医療機関所在地(変更前)	医療機関所在地(変更後)
テスト休止のため						
	1111111	2222222	テスト変更薬局 1	テスト変更薬局 2	〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 本町6-50-10	〒231-0005 神奈川県 横浜市中区 本町6-50-10

医療機関電話番号 (変更前)	医療機関電話番号 (変更後)	開設者の住所(変更前)	開設者の住所(変更後)	開設者の氏名又は 名称(変更前)	開設者の氏名又は 名称(変更後)	役員名簿(変 更前・1人目)
						代表 テスト 更新1
		〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 変更前6-50-10	〒231-0005 神奈川県 横浜市 中区 変更後6-50-10	開設者 テスト変更 前	開設者 テスト変更 後	代表 テスト 変更

役員名簿(変更後・1人目)	役員名簿(変更前・2人目)	役員名簿(変更後・2人目)	役員名簿(変更前・3人目)	役員名簿(変更後・3人目)	役員の職名・氏名(1人目)	役員の職名・氏名(2人目)	役員の職名・氏名(3人目)	役員の職名・氏名(4人目)	役員の職名・氏名(5人目)
代表 テスト更新2									
					代表 テスト新規				

代表者の住所	代表者の氏名	標榜している診療科名	標榜している診療科名(変更前)	標榜している診療科名(変更後)	添付書類(役員名簿)	添付書類(役員名簿)	添付書類(その他)	メモ
		小児科						

健医援第号
令和7年 月 日

様

横浜市長 山中 竹春

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記について 付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により、をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

1 名称、所在地等法第19条の14及び法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の34に規定される内容に変更があった場合には、10日以内に届け出ること。

2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する処分（備考に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。

3 法第19条の10第1項の規定に基づき までに指定の更新を受けること。

4 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

指定医療機関	
名称	所在地

事務担当:健康福祉局医療援助課
小児慢性特定疾病事務担当
TEL 045-671-4115
FAX 045-664-0403

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないとき、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合
 - (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
 - (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者と受託者とが協議して行う。

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相当する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前契約代金額及び変動後契約代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前契約代金額及び変動後契約代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する

- 。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に

復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合

において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要な端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあつては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認められた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)